平成２１年（フ）第１２６号
富山県高岡市井口本江520番地３
破産者　村田　　茂
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第２２１号
富山県砺波市中村278番地３　レオパレスとなみ105号室
破産者　森田　珠紀
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第２２３号
石川県金沢市畝田西２丁目135番地
破産者　米澤　正樹
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第１０３７号
京都市右京区梅津罧原町49番地５
破産者　クリアライフコーポレーションこと
福村　友則
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１０３８号
京都市右京区梅津罧原町49番地５
破産者　福村　　香
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１２２２号
大津市尾花川11番26―104号　石井一方
破産者　井筒　章雄
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第６６号
京都府福知山市三和町菟原中小字月ノ庄126番３、住民票上の住所京都府亀岡市宮前町猪倉町ケ谷１番地70
破産者　灰野　久子
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２０年（フ）第８０６０号
大阪市中央区久太郎町２丁目３番８―805号
破産者　湯木　正徳
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６１７号
広島市安佐北区三入東２丁目53―27
破産者　齊藤　博士
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第４０８号
広島県福山市御船町１丁目８番２号
破産者　山口　幸三
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第４５２号
愛媛県松山市星岡３丁目16番34号
破産者　大原　健治
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第８６０号
福岡市中央区赤坂３丁目４番56―3102号
破産者　宮野征一郎（旧姓東）
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２４５２号
福岡市中央区荒戸１丁目７番16―1203号、開始決定時の住所福岡市中央区荒戸２丁目５番７―503号
破産者　村山　朋子
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第５５９号
長崎県長崎市高丘１丁目４番６号
破産者　川村　　清
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３２９号
青森市桜川４丁目５番６号、破産手続開始決定時の住所青森市奥野２丁目８番10号
破産者　葛西建設工業こと　葛西　孝治
1　決定年月日　平成22年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１１１号
秋田市太平黒沢字館越79番地
破産者　長谷川繁勝
1　決定年月日　平成22年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３２１号
秋田県南秋田郡井川町浜井川字家ノ東103番地１
破産者　小林　貴博
1　決定年月日　平成22年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３６４号
秋田市保戸野八丁５番42号
破産者　飯田真貴子
1　決定年月日　平成22年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３７７号
秋田県男鹿市野石字大場沢27番地１
破産者　畠山　長文
1　決定年月日　平成22年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１９１号
福島市矢剣町27番10号
破産者　菊地　芳男
1　決定年月日　平成22年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所